

## 水田保全奨励事業のご案内

横浜市では、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、横浜みどり税を財源の一部に活用して、「横浜みどりアップ計画」を推進しています。

この計画に基づき、良好な農景観の形成や生物多様性の保全など多様な機能を有する水田を保全するため、水稻作付けを10年間継続することを条件に、水田所有者の皆様に対して奨励金を支払う『水田保全奨励事業』を実施しています。

### 概要

#### ■対象となる方

横浜市内に水田を所有している方で、今後10年間米作りを行う土地として保全の意思のある方

- ※ 貸借等により、所有者ご本人が耕作されていない場合でも対象となります。
- ※ 平成26年度～令和6年度にお申出済みの水田については、手続不要です。

#### ■奨励金交付条件

- ・水田に水稻が作付けられたこと
- ・交付決定通知書が届いたら口座振替依頼書を返送すること



#### ■奨励金額

水稻が作付けられた水田1m<sup>2</sup>あたり30円

(例:10aの水田の場合、3万円)

- ※ 1m<sup>2</sup>未満の端数は切捨てとなります。

- ※ 実際に耕作されている方にお支払いすることも可能です。

#### ■守っていただくこと

- ・水田を良好に管理すること
- ・何らかの理由により水田耕作を続けられなくなった場合、速やかに農政事務所と協議すること

- ※ 奨励金は、横浜みどり税を積み立てた「横浜市みどり基金」を財源として、毎年予算の範囲内で交付します。



## ■ 申出方法

次の書類2点（必要に応じて3点）を作成の上、ご提出ください。

1 「水田保全申出書」 「記入例」をご確認ください。

2 申し込まれる水田の所有権を証明する書類（次の①～③いずれかの書類）

① 令和7年度「課税明細書」の写し（コピー）

課税明細書は、毎年4月初旬に届く「固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書」の2～3ページに添付されています。13筆以上ある場合は、納税通知書とは別に送付されます。

② 「土地・家屋総合名寄帳登録事項証明書（名寄帳）」の写し（コピー）

区役所でお取り寄せいただけます（有料）。

③ 「全部事項証明書（登記簿謄本）」の写し（コピー）

法務局でお取り寄せいただけます（有料）。



3 「代表者（申出者）以外の所有者の同意書」…共有名義の水田のみ

当該水田の地番、共有者の氏名・住所・押印があれば、同意書の様式は問いません。

※ ご記入いただいた個人情報は、申請内容の確認及び奨励金交付等の水田保全奨励事業の執行にのみ使用します。

◇提出先（郵送又は持参）：各農政事務所（《問合せ先》をご参照ください。）

◇申出書提出締め切り：令和7年11月28日（金）必着

## ■ 奨励金交付までの流れ

横浜市に申出書類一式が到着後、今年度の水稻作付け期間中（5～11月）に、市職員または横浜市が委託する業者が申出書に記載された水田の現地確認をします。

書類審査及び現地確認の結果を申出人の方へ通知した後、「口座振替依頼書」に記載された口座へ奨励金を振り込みます（年度末頃）。

2年目以降は、新たに申出をしていただく必要はなく、『現地確認→確認結果の通知→口座振替依頼書の返送→奨励金の交付』という流れになります。

※1 水稻を作付けない場合には、奨励金を交付いたしませんのでご了承ください。

※2 口座振替依頼書の返送がない場合には、奨励金を交付することができませんのでご了承ください。

## ■ 問合せ先

### ☆提出先（郵送又は持参）

《鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑の各区》

〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1（都筑区総合庁舎内）

**横浜市 みどり環境局 北部農政事務所 電話 045-948-2483**

《中・西・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷の各区》

〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17（戸塚区総合庁舎内）

**横浜市 みどり環境局 南部農政事務所 電話 045-866-8497**

### ☆制度全般に関する問合せ

横浜市 みどり環境局 農政推進課

電話 045-671-2630

## 水田保全申出書の記入例

※ 太枠内を記入してください。

① 日付をご記入ください。

第1号様式  
「横浜みどりアップ計画」

### 水田保全申出書（新規・更新）

令和×年×月×日

横浜市長

申出人

（住所） 横浜市中区港町1-1  
（氏名） 横浜 太郎  
（電話） 671-〇〇〇〇

（法人等にあっては、主たる事務所の名称及び代表者の氏名）

② 水田所有者の住所・  
氏名・電話番号を  
ご記入ください。

次の水田について、横浜みどりアップ計画による水田保全奨励事業実施要綱第3条第1項に基づき、令和6年から10年間保全することを申し出ます。

なお、水田保全奨励事業実施に際し、同要綱第13条に基づき市が行う当該土地の課税情報等の閲覧について同意します。

#### 1 申出地一覧

	所 在 地	地目	地積 (m <sup>2</sup> )
1	中区港町〇〇-〇	田	600
2	中区港町△△△	田	700
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
合 計 2 箇			1,300

③ 「課税明細書」を参考に、所有する水田のうち10年間米づくりを行う予定の水田の区町地番・地目・地積をご記入ください。

11筆以降は裏面にご記入ください。

最下段に合計筆数と合計地積をご記入ください。

（11筆以降は裏面）

#### 2 納付書類

- (1) 課税明細書の写し
- (2) 共有名義の土地である場合は代表者以外の所有者の同意書

#### 訂正する場合

- ① 誤字の上に二重線を引く ② 二重線の上下又は横に記入し直す

横浜 太郎



横浜太郎

花子



※ 訂正印は不要です。

※ 修正液・修正テープ等は使わないでください。